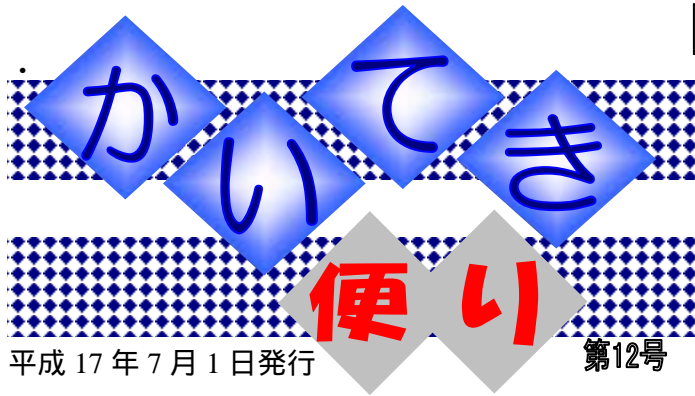


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



INDEX

最近の動向

- 「改正介護保険法成立」
- 「第1回介護予防推進会議開催」
- 「在宅サービス事業者への指導検査の状況」
- 報酬算定・運営基準のQ & A
- 「医療系施設(短期入所療養型)の入退所日に訪問通所サービス費は算定できるの？」
- お知らせ
- 「平成 17 年度東京都認知症介護実践者研修・認知症高齢者グループホーム管理者研修について」
- 「介護支援専門員サポートセンターの連絡先変更」
- 「訪問介護自己研修テキストの作成」

改正介護保険法成立 最近の動向

介護保険法制度改革関連法が6月22日の参議院本会議にて可決され、成立しました。

同法は、介護予防サービスの新設、施設給付の見直し、事業者指定やケアマネジャー資格の更新制導入などが柱となっています。施行日は平成18年4月ですが、施設給付の見直しについては本年10月から実施されます。詳細は、介護給付費分科会の答申を経て、今後示される予定です。

「平成17年度第1回介護予防推進会議」開催 最近の動向

さる6月21日、都庁第二庁舎特別会議室にて、第1回介護予防推進会議が開催されました。

事務局より介護予防事業に関する国の動向及び平成17年度における東京都の取組について説明があった後、大淵修一委員(東京都老人総合研究所介護予防緊急対策室長)から、平成16年度の介護予防事業(筋力向上トレ

ニング)の効果検証や、要介護高齢者の発生状況とその要因に関する地域特性調査について、分析の結果が報告されました。

【介護予防事業(筋力向上トレーニング)の効果の検証】

介護予防健診の結果、抽出された都内7区市の計254名について、筋力向上トレーニングの効果を検証
運動能力において概ね2割を超える人に統計学的に有意な「状態の改善が見られ、9割以上が維持又は改善という結果になった。健康関連の生活の質についても、状態が維持または改善された人が概ね9割という結果になった。状態が悪化した人は5%程度であり、主な理由は当日の体調不良の他、当初数値が良かったため、効果として現れなかったケース(天井効果)が多く見られた。

在宅サービス事業者への指導検査の状況 最近の動向

東京都では、利用者本位のサービスの提供、人権擁護等の観点から健全な事業者の育成を主眼として事業者指導を行っているところです。

平成16年度の実地指導の結果、改善を指導した事項のうち、代表的なものを掲載します。ぜひこの機会に点検してみましょう。

【居宅介護支援事業】 対象 108 事業所

重要事項説明書の内容が不十分
ケアプラン変更の際に、担当者会議・照会等の記録がない
ケアプランを利用者に説明していない/文書による同意がない
ケアプランを利用者・サービス担当者に交付していない
モニタリングの結果が残されていない
運営基準を満たさない時に減算請求していない

【訪問介護事業】 対象 76 事業所

重要事項説明書の内容が不十分
身分証未作成・内容が不備
訪問介護計画の内容が不十分
訪問介護計画を説明・同意・交付していない
届出事項が変更されているが、変更届が提出されていない
介護保険対象外のサービス提供

Q: 医療系施設(短期入所療養型)の入退所日に訪問通所サービス費は算定できるの? 報酬算定・運営基準のQ&A

A: 施設(短期入所)の入所日について、当該施設入所前に訪問通所サービスを算定することは可能です。ただし、あくまでも施設入所前の訪問通所サービス利用が必要である場合に限り、機械的に両者を居宅サービス計画に組み込むことは不適正です。

また、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設、短期入所療養介護の退所日については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できません。訪問介護等の福祉系サービスは算定できますが、この場合も施設入所日と同様、退所日に福祉系サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正ではありません。

同日算定の可・不可(入所・退所の前後を問わない)

| 介護保険 | 算定 | 介護保険 |
|-----------|----|--|
| 介護老人保健施設 | | 医療系サービス |
| 介護療養型医療施設 | | 訪問看護費 訪問リハビリテーション費 居宅療養管理指導費 通所リハビリテーション費 |
| 短期入所療養介護 | | 福祉系サービス |
| | | 通所介護費 訪問介護費 訪問入浴介護費 |

同日に算定できる

算定できるが、そのようなプランを機械的に組み込むことは適切でない
退所日においては×、入所日については

平成 17 年度東京都認知症介護実践者研修・認知症高齢者グループホーム管理者研修について お知らせ

東京都では、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護に従事する方の研修を実施しています。今年度は、実践者研修・グループホーム管理者研修の第1日目及び第2日目を公開講座として開催し、より多くの関係者に聴講していただける機会を設定しました。今後の研修予定については、インターネット等でお知らせします。平成17年度は同様の研修を年6回開催予定です。

インターネット(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp>)

本研修に関する問い合わせ先

東京都福祉人材センター研修室「東京都認知症介護研修」担当 03(5800)3335
(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

介護支援専門員サポートセンター
の連絡先変更 お知らせ

都国保連合会の事務所移転に伴い、介護支援専門員サポートセンターの電話・FAX番号が7月5日(火)から下記のとおり変更されます。

【新しい番号】(7月5日(火)から)

電話: 03(6238)0205

FAX: 03(5211)2980

【受付曜日、時間】(従来どおり)

火・木曜日の午後3時～午後7時

(休日を除く)

訪問介護自己研修テキストを
作成 お知らせ

訪問介護事業者に、内部職員向けの研修資料として活用していただくことを目的に、「訪問介護自己研修テキスト」を作成しました。基礎的な内容を中心に、介護報酬の算定ルールや人員・設備・運営基準について整理しています。

本テキストは「東京都介護サービス情報」の書式ライブラリーに掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。

アドレス

<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp>